

〔 第3編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 〕

第1部 地震災害応急対策

第1章

初動期の活動

第 1 節 組織動員

市及び防災関係機関は、地震が発生し又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

第 1 市の組織及び動員体制

災害対策の基本

本市域で震度 4 を観測 → 情報収集体制

本市域で震度 5 弱以上を観測 → 災害対策本部の設置

1 情報収集体制

本市域で震度 4 を観測した場合（气象台発表「高槻市」の震度に基づく）は、直ちに情報収集体制をとり、指定された職員は自主参集する。ただし、気象庁より南海トラフ臨時情報（調査中）及び南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、災害対策本部事務局の一部の職員が参集し、必要に応じて警戒体制関連部長会議を開催し対応を検討する。また、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに警戒体制関連部長が参集し、警戒体制関連部長会議を開催し、状況に応じて災害対策本部の設置や配備体制の決定を行う。

(1) 情報収集体制の組織

市長は、あらかじめ次の各対策部の一部を情報収集体制要員として指名しておく。

本部事務局、復旧部にて配備。（消火・救助部は別途配備）

ただし、指名されない者は、地震発生から 3 時間以内は自宅待機とする。

(2) 配備場所

配備場所は、平時の（所属）勤務場所とし、情報収集活動を実施する。

(3) 警戒体制関連部長会議の開催

地震の場合には、風水害時に設置する警戒体制は設置しない。ただし、情報収集体制において、警戒体制関連部長は参集し、危機管理監（総務部長）は警戒体制関連部長会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。

(4) 所掌事務

- ① 被害情報の収集及び分析に関すること
- ② 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 災害対策本部の設置の必要性に関すること
- ⑤ 情報収集体制の解散に関すること

2 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、直ちに市災害対策本部を設置する。

(1) 本部の設置基準

- ① 本市域で震度 5 弱以上を観測したとき
（气象台発表「高槻市」の震度に基づく）

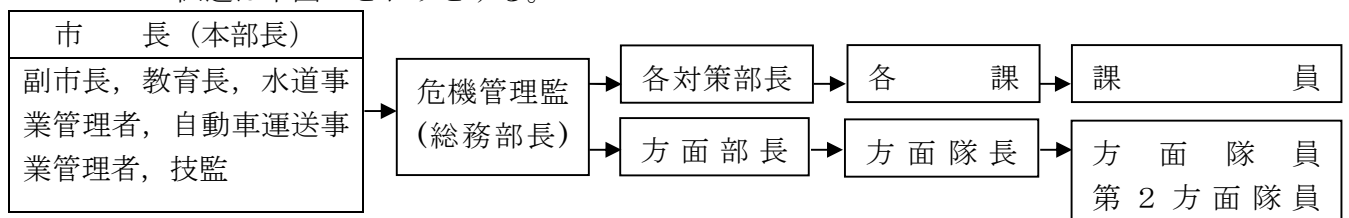
- ② 本市域で観測した震度が震度5弱に満たない場合であっても、市域に相当規模の災害が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、必要と認めたとき
- ④ その他市長が必要と認めたとき
- (2) 災害対策本部の設置場所
 震災時の災害対策本部は、本庁舎本館内に設置する。なお、本館が被害を受けるなど使用が困難な場合には、総合センター内に設置する。
- (3) 本部の廃止基準
 - ① 本市域において災害発生のおそれが解消したとき
 - ② 災害応急対策がおおむね完了したとき
 - ③ その他市長が適当と認めたとき
- (4) 災害対策本部の組織及び所掌事務 〔資料編 資41頁他〕
 災害対策本部は、本部内に各対策部を組織し、その組織及び所掌事務は、高槻市災害対策本部条例に基づくものとする。
- (5) 災害対策本部会議の開催
 災害対策本部における最高議決機関として、災害対策本部会議を設置し、本部長、副本部長、副本部長付及び対策部長をもって構成する。災害対策本部会議の庶務は本部事務局が行う。
- (6) 本部長に事故等あるときの指揮順位

順位	代理者
1	副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める総務部担当の副市長）
2	副市長（上記以外の副市長）
3	危機管理監
4	総務部長
5	4以外の市長部局の部長 ※順位は行政機構図の順 （市民生活環境部長、健康福祉部長又は子ども未来部長）

3 災害対策本部の動員体制

(1) 配備指令

職員の配備は配備区分に従い市長が決定し、指令するものとする。なお、配備指令の伝達は下図のとおりとする。



(2) 配備区分

[資料編 資 43 頁他]

① 災害対策本部は、地震の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
情報収集体制	本市域で震度 4 を観測したとき	事前指定	ア 本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部 イ 警戒体制関連部長
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	事前指定	本部事務局の一部
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき		
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		
警戒体制	地震時は設置しない		
災害対策本部 第 1 次防災体制	ア 本市域で震度 5 弱を観測したとき	事前指定	ア 全ての対策部（1 / 4） イ 方面隊長、副隊長、班長
	イ それ未満の震度で被害が発生したとき ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、警戒体制関連部長会議で必要と認められたとき	指示	被害状況に応じて指示する職員（事前指定に加え 1 / 4）
災害対策本部 第 2 次防災体制	本市域で震度 5 強以上を観測したとき	自動参集	全職員 （再任用短時間職員を含む）
	市内全域で被害が発生したとき	指示	

② 配備場所

区 分	配 備 場 所	
本 部 員 本 部 事 務 局 員	災害対策本部	
方 面 隊 員	第 1 次防災体制	所定の方面隊基地（原則）
	第 2 次防災体制	所定の指定避難所又は指定緊急避難場所
緊 急 防 災 推 進 員	勤務時間外の第 2 次防災体制	災害対策本部
	勤務時間内の第 2 次防災体制	所定の指定緊急避難場所
そ の 他 の 職 員	それぞれの勤務場所 又は各対策部マニュアルで指定する場所	

※緊急防災推進員は、本市域で震度 5 強以上を観測した場合、市災害対策本部（本部事務局）に出動して、防災無線の開局等により、市消防本部（指令調査室）と連絡、調整を行い、災害対策本部の立ち上げを実施する。緊急防災推進員は、本部から概ね徒

歩5分以内に居住する市職員についてあらかじめ指定する。

(3) 配備状況の報告

各課（隊）長は、職員の配備状況を取りまとめ、各部長から職員配備Gを經由して危機管理室長に報告する。

(4) 勤務時間内の初動活動

勤務時間内に本市域で震度5弱以上を観測したときは、平常の機構を災害対策機構に切り換え、対処する。

① 本部員及び本部事務局職員は、災害対策本部を開設、その他の職員は、平常勤務のなかで、状況に応じた配備指令により対処する。

② 指定避難所及び指定緊急避難場所は、当該施設職員で開設し、方面隊員は配備区分に応じて速やかに参集する。

(5) 勤務時間外の初動活動

勤務時間外の災害発生時においては、体制が整うまでの間は消防本部（指令調査室）又は参集した災害対策本部事務局（危機管理室）が情報の収集伝達、府及び防災関係機関との連絡調整等を行う。

本市域で震度5強以上を観測した場合、全職員（再任用短時間職員を含む）は、第2次防災体制が発令されたものとして、災害対策本部の指令を待たずに直ちに所定の配備場所に参集する。ただし、病気等により許可を受けた休暇中の者は参集を要しない。

(6) 避難所の長期開設時の体制

災害状況により、避難所が長期開設となる場合は、第2方面隊名簿より選定し追加配備を行う。

4 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。

第2 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第2節 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、地震発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。特に市北部の中山間地域との通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性などの観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達手段の確保

1 有線電話等

- (1) 災害時優先電話 〔資料編 資 62 頁〕
災害時の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、非常・緊急事態が発生した場合においては、災害対策基本法第57条及び第79条の規定に基づき、あらかじめ災害時優先電話を登録し、通信連絡を確保する。
- (2) 災害用携帯電話 〔資料編 資 62 頁〕
災害現場との直接の通信連絡の確保や災害業務全般について、災害用携帯電話を確保する。
- (3) 災害用衛星携帯電話 〔資料編 資 62 頁〕
災害時に孤立するおそれのある中山間地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保する。

2 無線通信

- (1) 大阪府防災行政無線 〔資料編 資 61 頁〕
府が府防災機関及び府下市町村に設置した無線通信設備。
大阪府危機管理室、茨木土木事務所、北部農と緑の総合事務所、淀川右岸水防事務所組合等との相互通信が可能。
防災専用電話機及び防災専用ファクシミリが市庁舎本館4階総務部危機管理室・市庁舎総合センター6階防災無線室・消防本部指令調査室に設置されているほか、本庁舎では内線電話での発着信も可能。
- (2) 防災情報システム
市庁舎本館4階総務部に設置された大阪府防災情報システム端末機より、被害情報等を収集・伝達する。
- (3) 高槻市防災行政無線 〔資料編 資 54 頁他〕
災害時における災害情報を伝達し、被害状況や応急復旧対策活動状況の情報を収集する。防災行政無線は次の4種類に区分される。
 - ① 移動系無線
高槻市組織内の相互通信
 - ② 固定系無線
災害情報や災害指令の同報（一方）通信
 - ③ 防災相互波系無線

防災関係機関の相互通信

- (4) 高槻市消防無線 [資料編 資 60 頁]
消防・救急活動を迅速かつ円滑に実施することを目的として、高槻市消防本部に設置した無線設備
緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。
- (5) 高槻市水道無線 [資料編 資 60 頁]
水道業務を効率的に行うことを目的として、高槻市水道部内に設置した業務用無線設備
緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。
- (6) 高槻市交通部業務用無線 [資料編 資 60 頁]
市バス運行業務を効率的に行うことを目的として、高槻市交通部内に設置した業務用無線設備
緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。
- (7) アマチュア無線
高槻市のアマチュア無線クラブと災害時の通信に関する協定を結び、災害時にはアマチュア無線による通信連絡体制を確保する。
- (8) その他の無線設備
災害時における通信連絡で、緊急かつ特別の必要がある場合は、ライフライン機関や公共交通機関、医療機関等の協力を得て、当該機関の保有する無線設備を利用して、通信連絡を確保する。

3 その他の手段

非常手段

有線電話が途絶し、あるいは無線が途絶もしくは交信の輻輳により使用不可能の場合は、使者が書面の持参により情報伝達を行う。

第2 情報収集の方法

1 地震情報の収集

府及び大阪管区気象台は、地震等の観測が迅速かつ正確に行われるよう、地震計ネットワークの整備・充実を図っており、市はこれに協力・協調し、地震情報の迅速な収集に努める。

(1) 地震情報の流れ

大阪管区気象台は、常時、地震や地動及び震度の観測を行っており、観測及び解析の成果を地震情報として発表し、府等防災関係機関に通知する。

府は、その地震情報を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達するとともに、府下各地に設置した計測震度計の震度を大阪府震度情報ネットワークシステムにより収集・解析し、大阪府防災行政無線等で市町村に伝達する。

(2) 市独自の情報収集

本庁舎内及び消防本部に設置された計測震度計による震度を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

2 被害情報の収集

災害時における被害情報収集の取りまとめは、災害対策本部事務局が行う。

(1) 収集の方法

① 災害対策本部各対策部

災害対策本部の各対策部は、それぞれが得た被災状況を整理し、必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。

② 災害対策本部方面隊

方面隊員は、指定避難所及び指定緊急避難場所の状況や避難者等からの被災情報を方面部に伝達し、必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。

③ 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの被災状況と災害対策の上で知り得た被災状況を災害対策本部事務局に伝達する。

被害状況によっては、自衛隊、府警察、大阪市消防局等のヘリコプターからの情報提供を要請する。

④ 参集途上の職員からの情報

全ての職員は、災害による参集途上に被災情報を収集し、配備先の責任者はとりまとめて必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。

⑤ 住民及び自主防災組織からの情報

住民及び自主防災組織からの被災情報は、連絡を受けた対策部が必要な対策部に伝達する。

(2) 情報収集事項

収集する災害情報は次のとおりとする。

- ① 火災の発生状況、延焼状況
- ② 救助を要する人的被害状況
- ③ 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性
- ④ 建築物の被災状況
- ⑤ 道路・鉄道の被災状況
- ⑥ 住民の避難の状況
- ⑦ ライフラインの被災状況

3 緊急地震速報

(1) 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町

村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）經由による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

4 災害情報の伝達

住民等への災害情報の伝達にあたっては、要配慮者にも配慮しながら次のとおり行う。

(1) 防災行政無線

① 屋外拡声子局による伝達

市内に設置された屋外拡声子局を利用して、災害情報を伝達する。避難勧告、避難指示（緊急）等の発令時にはサイレン吹鳴を行うほか、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス受信端末機に防災行政無線の放送内容を伝達する。

② 戸別受信機による伝達

公共施設に設置されている戸別受信機で災害情報を伝達する。戸別受信機は主に災害情報を市職員に伝達することを目的としており、「指定避難所」と位置付けられた施設へは、この戸別受信機を利用して災害情報を伝達する。

(2) 広報車、自転車の利用

無線が途絶した場合や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を限られた地域に伝達する場合は、広報車、自転車等を利用して災害情報を伝達する。

(3) ケーブルテレビ等の利用

株式会社ジェイコムウエスト等と締結した災害報道に関する協定に基づき、災害時にはケーブルテレビ等を利用して、災害対策本部の災害情報を放送する。

(4) インターネット等の利用

市ホームページへの掲載、緊急速報メール、高槻市公式ツイッター「(公式) 高槻市防災情報」、高槻市LINE公式アカウントにより災害情報を伝達する。

(5) 緊急連絡網等の利用

高槻市コミュニティ市民会議緊急連絡網等により災害情報を伝達する。

第3 大阪府への報告

市域内に災害が発生した場合、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府防災情報システムを活用して府知事へ報告する。同システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。

1 報告の基準

被害情報等の報告は、次に定めるところにより行う。

- (1) 災害対策本部を設置したとき
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的な影響から見て、報告の必要があるもの
- (3) その他特に報告の指示があったもの

2 報告の事項

- (1) 災害の原因と内容

- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度
- (5) 災害に対し執られた措置
- (6) その他必要な事項

3 報告先

被害状況などの報告は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領並びに火災・災害等即報要領により、基本的に府に報告する。

- (1) 住民から消防機関への通報が殺到する場合は、かなりの被害があることが予測されるため、その状況を府に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣に報告する。

4 報告の種別

報告する期間は、次の区分により災害が発生したときから、応急措置が完了するまでの間とし、「災害状況等報告様式」により報告する。

(1) 発生報告

災害発生直後に、被害状況の概要を電話等で報告するとともに、避難・救護の必要性及び災害拡大のおそれなど、災害対策上必要と認められる事項についてもその概要を報告する。

また、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を、大阪府危機管理室に対して行うとともに、茨木土木事務所に次の様式により報告を行う。

- ① 災害報告（地すべり）報告様式
- ② 災害報告（がけ崩れ）報告様式
- ③ 災害報告（土石流等）報告様式

(2) 中間報告

発生報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を報告する。

(3) 最終報告

応急措置が完了した場合は、「災害状況等報告様式」の全項目について、20日以内に報告する。

第4 人的被害状況等の報告

市は、把握している人的被害の数（死者・行方不明者をいう。）を府に連絡し、府は、市をはじめとする防災関係機関が把握している情報を積極的に収集の上、一元的に集約・調整を行うとともに、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

なお、府が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう密接に連携する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある、堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動などの異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官に通報する。

通報を受けた施設管理者又は警察官は、その旨を速やかに市長に、また、市長は必要に応じて府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

第3節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、通勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客等に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を要配慮者にも配慮しながら、様々な手段を用いて提供する。

第1 災害広報

1 広報の内容

- (1) 地震発生直後の広報
 - ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
 - ② 出火防止・初期消火の呼びかけ
 - ③ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
 - ④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 など
- (2) その後の広報
 - ① 二次災害の危険性
 - ② 被災状況とその後の見通し
 - ③ 被災者のために講じている施策
 - ④ ライフラインや交通施設等の状況
 - ⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
 - ⑥ 交通規制情報
 - ⑦ 義援物資等の取扱い など

2 広報の方法

- (1) 広報誌の内容変更・臨時発行
- (2) ホームページ、SNSによる広報
- (3) 広報車による現場広報
- (4) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (5) 指定避難所への職員の派遣、広報誌・チラシの掲示・配布
- (6) 新聞、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ等への情報提供
- (7) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報
- (8) 高槻市コミュニティ市民会議緊急連絡網等による災害情報の伝達

3 災害時の広報体制

- (1) 広報担当
 - ① 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、広報広聴Gが統括する。
 - ② 各部における広報を必要とする事項は、すべて広報広聴Gに連絡する。
- (2) 情報等広報事項の収集
 - ① 広報広聴Gは、災害対策本部の各部が把握する災害情報、広報資料を積極的に収集する。
 - ② 広報広聴Gは、必要に応じて災害現地に出向き、写真撮影、その他の取材活動を実

施する。

4 報道機関等への情報提供

地震に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、各報道機関等に対し情報提供を行う。また、発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を事前に周知する。

5 広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、住民からの要望事項等を把握するとともに、各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話等を備えた窓口を開設するなど積極的に広聴活動を実施する。

6 住民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、高槻市受援計画に基づき、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第1 大阪府知事等に対する要請等

1 大阪府知事に対する応援の要求又は実施の要請

市長は、府知事に対して応援を要請するときは、以下の事項を明確にして、府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援の要請を必要とする期間
- (4) その他必要事項

2 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請

市長が府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼しようとする場合は、府防災行政無線又は電話等により行う。

3 (大阪府知事に対する) 自衛隊派遣要請の依頼 [資料編 資53頁]

市長及び防災関係機関の長が府知事に対して自衛隊の派遣要請を要求しようとする場合は、府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

4 指定地方行政機関の長、大阪府知事、指定公共機関(特定独立行政法人に限る)に対する職員の派遣要請又は大阪府知事に対するあっせん要請

市長は、府知事等に対して職員の派遣又はあっせんに要請するときは、以下の事項を明確にして府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要事項

5 他機関に対する応援の要請 [資料編 資49頁他]

市が災害応急対策の実施のために必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。

第2 応援・支援の受入れ体制

1 誘導・受入れ拠点の確保

[資料編 資48頁]

応援部隊（団体、個人）の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部事務局及び食料・救援対策部と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ受入れる。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体、個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。

3 資機材等の準備

応援部隊（団体、個人）の作業等に必要な資機材、設備等については、協議のうえ配慮する。

4 災害時用臨時ヘリポート

[資料編 資81頁]

ヘリコプターを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

5 ランデブーポイント

[資料編 資81頁]

ヘリコプターによる患者搬送及びドクター応援活動を要請したときは、ランデブーポイントの準備に万全を期す。

第5節 自衛隊（災害）派遣要請

市長は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

第1 派遣要請の要求（大阪府知事）

[資料編 資53頁]

市長が、府知事に対して自衛隊の派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求するとともに、府知事及び陸上自衛隊第36普通科連隊長と必要に応じて協議を行う。また、事後速やかに文書を提出する。

第2 災害状況の通知（陸上自衛隊第36普通科連隊長）

市長は、通信の途絶等により府知事に対しての要請の要求ができない場合は、直接自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊長）に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに府知事に通知する。

第3 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、前述(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第4 派遣部隊の受入れ及び活動

1 派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊連絡班に必要な受入れ準備を実施するとともに、連絡所を設置する。
- (2) 派遣部隊の宿营地（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋）及び駐車場の使用について配慮する。
- (3) 派遣部隊が活動の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- (4) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
- (5) 大規模な災害が発生した際には、被災直後では混乱していることを前提に、自衛隊

による活動が円滑に進むよう、活動内容について提案型の支援が自発的に行われることから、関係機関と連携し、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

2 自衛隊に要請する救援活動

自衛隊に派遣要請を求めることができる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない場合（「公共性」「緊急性」「非代替制」の要件を満たすこと）であって、概ね次の活動内容とする。

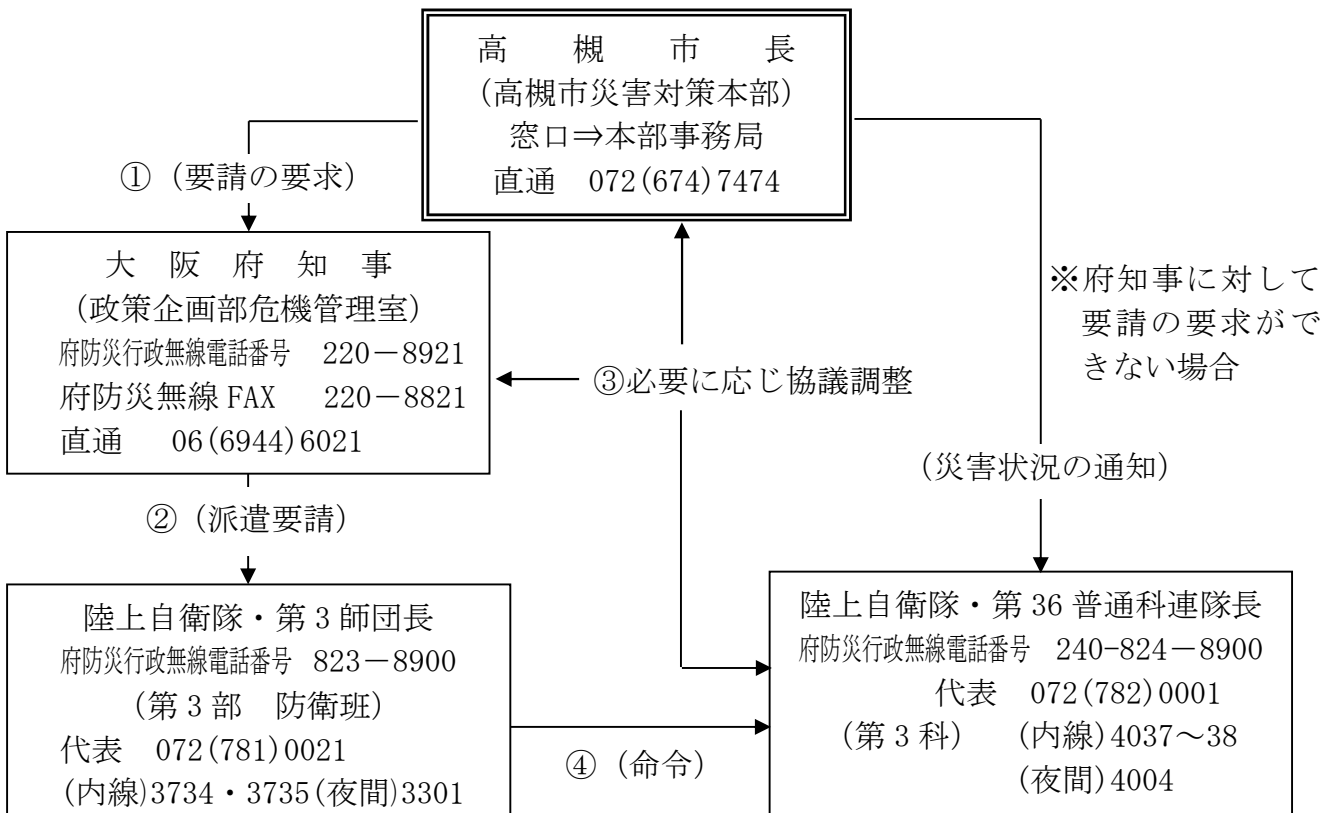
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 避難者等の搜索救助
- 水防活動
- 消防活動
- 道路又は水路の啓開
- 応急医療、救護及び防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- 炊飯及び給水
- 物資の無償貸付及び譲与
- 危険物の保安及び除去
- その他

第5 撤収要請

[資料編 資 53 頁]

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第6 自衛隊派遣要請系統図



第 6 節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、府及び防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第7節 消火・救助・救急活動

市は、府、他市等、府警察及び自衛隊と活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市・消防本部

1 災害発生状況の把握

市は、災害用高所監視カメラ、ドローンによる空撮、ヘリコプター映像受信装置、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、防災関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動の基本

(1) 消火活動

- ① 初動体制を確立し災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。
- ② 延焼動態から避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

- ① 府警察及び防災関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救助活動を実施する。
- ② 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場における人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第2 消防署・消防団の活動

大地震発生時には、家屋の倒壊等による人命損傷はもとより同時多発火災により極めて大きな人命危険が予想されるので、市は、消防の全機能をあげて出火の防止、初期消火及び延焼防止にあたるとともに、救助・救急活動を行う。

その際、住民の生命と身体の安全を図るため、住民の生活に直接影響する施設に対する防御を重点的に実施する。

1 特別警備体制の発令

消防長は、本市域における地震災害の発生に際し、火災又は救助・救急事案が多発し若しくは予想される場合は特別警備体制を発令し、消防隊の増強を図る。

2 特別警備本部の設置

[資料編 資 68 頁他]

消防長は、消防特別警備体制を発令したときは、消防本部に特別警備本部（以下「警備本部」という）を設置する。

3 非常召集

震災発生に伴う召集発令は、特別警備体制発令後非番等消防職員に対して行うものとする。ただし職員は、本市域で震度5強以上を観測した事実を知り得たときは、事前命令によるものとして自主的に参集する。

4 通信統制

指令調査室は、地震が発生して通信が輻輳するおそれがあるときは、無線統制及び有線統制を実施する。

5 有線通信施設障害時の体制

有線通信施設（指令電話・消防電話）に障害が生じた場合は、次により通信体制を確保する。

- (1) すべての有線回線に障害が生じた場合の情報伝達は、無線機や衛星通信等により行う。
- (2) 無線機や衛星通信等に障害が生じた場合は、伝令員を以て行う。

6 情報収集と提供

警備本部は、地震発生時には、直ちに情報収集と防災関係機関等への情報提供活動に着手する。

7 火災防御

火災防御にあたっては、人命の安全確保と火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を最重点とし活動を行う。

8 水利部署

地震による断水等が発生する可能性があるため、消火栓以外の水利を考慮した水利選定を行う。

9 飛び火警戒

出動隊の指揮者は、火災の状況、風向、風速により飛び火火災が発生するおそれがあると判断したときは、住民に対し飛び火による警戒と初期消火を依頼する。

特に、延焼阻止を行っている場合は、背後への飛び火に十分警戒する。

10 関係機関への出動要請

活動部隊の指揮者は、大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部、関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所等関係機関の協力が必要と判断した場合は、警備本部を通じ、出動を要請する。

11 救助・救急活動

地震災害により建築物等の倒壊、落下物及び火災等により広域的かつ集中的に救助、救急事

案の発生が予測されるので、これに対処するため初動体制を確立するとともに、関係機関との連携体制を強化し迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

12 消防団の活動

[資料編 資 75 頁]

- (1) 地震の発生に際し、団の管轄区域内に人的、物的被害が発生し若しくは予想される
とき、団長は、直ちに団員の召集を行い区域内の災害防御にあたる。
- (2) 消防団の活動は、分団区域、担当区域内の活動を第一とするが、区域内の状況によ
り他分団及び関係機関の応援を要請する。
- (3) 消防団長は、分団区域内の被害の状況を把握し分団間の出動調整をし、区域外への
応援出動を命ずる。
- (4) 市域外への消防団の応援については、市・消防本部等関係機関と調整の上、市長の
命により、これを実施する。

第3 相互応援

市は、市内の被災状況から判断して、他市等の応援部隊が必要と認めるときは、消防相互応援協
定に基づく応援要請及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

第4 各機関による連絡会議の設置

市は、府、他市等、府警察、自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう情報連絡
を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分
担等の調整を図るため必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第5 自主防災組織づくりの推進

市は、地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の育成に努め、災害時における
消火・救助・救急活動がより円滑に行われる体制づくりを推進する。また、防災関係機関との連携
に努める。

第6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第 8 節 医療救護活動

市は、地震発生後、人的被害が生じた場合は、被災者に対して、医療関係機関との連携のもとに、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

第 1 医療情報の収集・提供活動

市は、災害対策本部が設置されると同時に、救護対策本部と連携して、人的被害・医療機関の被災状況、活動状況及び被災地医療ニーズ等について情報の収集・提供窓口を開設し、把握した情報を府へ提供する。また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第 2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・出向

医療関係機関により編成された医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療、歯科治療等の応急処置を行う。

(2) 医療救護班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し搬送を行う。

(3) 救護所の開設

[資料編 資 77 頁]

災害発生直後に市内の指定避難所の中からあらかじめ指定した 9 箇所には救護所を開設する。また、市が市内病院の中からあらかじめ定めた市救護拠点病院 7 箇所にも救護所を開設する。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

市は、救護対策本部と連携して、府等からの医療救護班及び医薬品等の受入れと調整を行う。

2 現地医療活動

医療救護班は、災害発生直後に、救護所等で被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）・応急処置等の救護活動や歯科治療などを行う。

第 3 後方医療対策

1 市救護拠点病院

[資料編 資 77 頁]

あらかじめ指定した 7 箇所の市救護拠点病院（二次後送病院）は、救護所から搬送される入院を要する患者を受入れ、治療を行う。

2 大阪府三島救命救急センター・大阪医科大学附属病院

救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、大阪府三島救命救急センター及び大阪医科大学附属病院に搬送する。

3 市災害医療センター

[資料編 資77頁]

大阪府三島救命救急センターは、市、救護対策本部と連携し、市災害医療センターとして、患者受入れに係る医療機関間の調整等を行う。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市と救護対策本部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病については、府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医療機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第9節 避難誘導

市及び防災関係機関は、安全確保のため、相互に連携し、避難勧告等の発令及び避難誘導等の必要な措置を講じる。

その際は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「災害時要援護者支援マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

また、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

第1 避難勧告等の発令

市は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、対象となる災害や避難行動が必要な地域を示して発令する。

1 実施者

(1) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令・伝達する。

(2) 避難勧告等

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難勧告等の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

府知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

- イ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)
- ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

第2 住民への周知

市長等は、避難勧告等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

第3 避難者の誘導等

1 市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市町村長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条)
- (2) 警察官又は海上保安官は、市町村長（権限の委任を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (4) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災のおそれが著しく高く、被害を与えるおそれがあるときは

警戒区域（火災警戒区域）を設定できる。（消防法 23 条の 2）

- (5) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的に警戒区域（消防警戒区域）を設定できる。（消防法第 28 条・第 36 条）

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第 5 指定避難所の開設

1 指定避難所等

市長は、避難が必要と判断した場合は、開設する指定避難所等を指定し住民に周知するとともに、市職員又は予め指定した者を派遣し指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、災害状況によっては、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告し、府は、その情報を国（内閣府）に共有するよう努める。

2 避難に際しての住民の注意事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 緊急地震速報を見聞きした場合は、周囲の状況に応じて慌てずに、まず身の安全を確保する。
- (2) 火気等の消火、点検の実施
- (3) ラジオ等による情報収集と注意の喚起
- (4) 緊急用食料と必要最小限の携帯品
- (5) 近隣の居住者に声をかけ合う

第 6 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第10節 二次災害の防止

市及び防災関係機関は、地震活動、土石流、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など）

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物及び宅地

1 公共建築物

市は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物及び民間宅地

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。また、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。なお、関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民への啓発に努める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設）

1 施設の点検、応急措置

[資料編 資144頁]

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、地震災害が発生したとき、必要に応じて施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。

2 応援の要請

市長は、災害の規模、状況を判断し、必要に応じて相互応援協定によって府知事及び近隣市

長又は町長に対して応援を要請する。

3 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に対して通報、連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第11節 交通規制・緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、災害発生時における道路状況の把握、交通規制等を行い、緊急交通路を確保することにより、効果的な救助・救急・消火、医療及び緊急物資の供給を実施するための緊急輸送活動を実施する。

第1 陸上交通路の確保

1 緊急交通路の確保

[資料編 資80頁]

道路管理者は、災害応急対策実施のために選定された緊急交通路に対し、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、道路の破損、欠損等により危険があると認められる場合又は応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、関係機関と連携して通行規制、道路啓開を実施する。また、使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

2 緊急交通路の住民等への周知

道路管理者は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民及び緊急輸送活動関係機関への周知に努める。

第2 水上輸送

市及び防災関係機関は、道路の損壊や障害物の除去などの復旧作業が遅れ、緊急物資等の陸上輸送が困難になった時、関係機関と協議のうえ、河川の利用を実施する。

輸送手段としての船舶等については、府等へ派遣要請する。

第3 航空輸送

1 市は、災害時用臨時ヘリポート及びランデブーポイントにおける障害物等の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

2 市は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊、大阪府ドクターヘリと協議し、開設するヘリポートを指定する。

3 市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

第4 緊急輸送手段の確保

輸送手段の確保については、次のとおりとする。

1 市の所管する車両 [資料編 資 79 頁]

原則として市災害対策本部の集中（一括）管理及び原課管理とする。

2 高槻市自動車運送事業（交通部）の車両

大型バス等の活用により、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施する。

また、低床バスの利用により身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送に努める。

第5 交通規制・管制の実施

1 交通規制等

道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づき、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限を行う。

その他に道路交通の制限の権限は、災害対策基本法第63条第1項（警戒区域の設定）の規定に基づく市長、同法第76条第1項（緊急交通路の指定）及び道路交通法第4条第1項（交通規制）の規定に基づく公安委員会、同法第5条や第6条（交通規制）の規定に基づく警察署長及び警察官、災害対策基本法第76条の3の規定に基づく自衛隊員・消防吏員（警察官が現場にいない場合に限り）も有するもので、市長が道路交通の規制を行うにあたっては、高槻警察署長と協議して行う。

2 市道以外の規制

交通施設などの危険な状況が予想され又は発見されたときは、速やかに必要な規制を行う。

ただし、市長は、市以外の者が管理する道路、橋りょう施設で、道路管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく交通規制を行うなどの必要な応急措置をとる。

3 迂回道路の選定

市道の交通規制を行った場合、高槻警察署長と協議のうえ、迂回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋りょうの通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通の規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、市長は警戒区域を設定し又は交通規制を行うときは、あらかじめ高槻警察署長と協議する。

5 相互連絡

市長、道路管理者、公安委員会及び高槻警察署長は、被災地の実態、道路、橋りょう及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に通知する。

6 緊急通行車両等の確認に関する手続き

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府（危機管理室消防保安課）又は府公安委員会（府警察本部交通規制課又は警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両等であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

第12節 ライフラインの緊急対応

各ライフライン事業者は、災害時において被害状況を把握して市への報告を行うとともに、初動対応と二次災害の防止に努める。

第1 被害状況の報告

- 1 市水道部は、部内に災害対策本部を設置して、浄水管理センター（大冠浄水場）と連携をとりながら水道施設の被害状況を調査し、「上水道事業相互応援に関する覚書」及び「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、各関係機関への連絡体制をとる。
- 2 市都市創造部は、災害時に必要な配備体制をとり、下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠、水みらいセンター施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の有無の調査を実施する。
- 3 関西電力送配電株式会社大阪支社、大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部、西日本電信電話株式会社大阪支店は、サービス供給地域内において震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市に報告する。

第2 各事業所における対応

- 1 市水道部は、二次災害の防止に努め、応急復旧を行う。また、必要に応じて防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。
- 2 市都市創造部は、施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。応急復旧については、緊急度の高い箇所より順次行い、汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。また、必要に応じて、防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。
- 3 関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所は、災害の規模、その状況を把握して必要な体制を整える。二次災害の発生がある場合、円滑な防災活動を実施するために警察、消防機関等からの要請がある場合には、送電停止等の危険予防措置を講じる。また、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。
- 4 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。
- 5 西日本電信電話株式会社大阪支店は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常・緊急通話又は非常・緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

第13節 交通の安全確保

鉄軌道並びに道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を災害対策本部に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

〔 第 3 編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 1 部 地震災害応急対策

第 2 章

応急・復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

市において発生した災害が、災害救助法の定める基準以上に該当し、又は適用基準に該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を府知事に報告する。

第1 災害救助法による実施内容

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金の貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索
- 11 死体の処理
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

※救助を迅速に行うため、これらの事務の一部を府知事が委任した場合は、市長が実施する。
なお、委任された事務以外の事務について、市長は府知事が行う救助を補助する。

第2 災害救助法の適用手続

- 1 市長は、市域における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つ時間がない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、これらを直ちに府知事に報告し、その後の処理については府知事の指揮を受ける。

第2節 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営

市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に收容することのできる指定避難所を開設する。

指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営を行うこととする。また、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、各避難所の運営者と共に、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第1 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設

指定避難所及び指定緊急避難場所の開設は、方面隊の各班長が行い、被災者の受入れにあたり、各方面隊長が総括をするとともに、その状況を災害対策本部に報告する。

1 指定避難所等の開設基準

- (1) 災害の発生又は発生するおそれがあるとき
- (2) 災害対策本部が開設を決定したとき
- (3) その他、市長が必要と認めるとき

※ただし、本市域で震度5弱を観測した場合には原則として所定の方面隊基地を、震度5強以上を観測した場合には全ての指定避難所及び指定緊急避難場所を方面隊によって自動的に開設する。

2 指定避難所等の開設方法

- (1) 施設の開館時：施設管理者が、方面隊と協力し指定避難所及び指定緊急避難場所を開設する。
- (2) 施設の閉館時：方面隊が、施設管理者と協力し指定避難所及び指定緊急避難場所を開設する。

3 指定避難所等の開設期間

指定避難所については災害発生の日から最長で7日間、指定緊急避難場所については概ね3日間とする。ただし、災害の状況や避難者の状況を踏まえ災害対策本部が決定した場合は、この限りではない。

4 指定避難所等の開設の留意点

- (1) 指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、速やかに地域住民に周知する。
- (2) 開設にあたっては、指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保を行ってから行う。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急的な場合を除き、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設にあたっては施設管

理者にあらかじめ承諾を得て、協力を求める。

- (5) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (6) 市は指定避難所等に避難した避難者について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

5 指定避難所等の開設に伴う報告事項

災害対策本部長は、避難の勧告若しくは指示をしたとき、又は指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、ただちに府知事、高槻警察署長に以下のことを報告する。

- 報告事項
- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 開設の日時、場所、施設名 | (2) 受入れ人員 |
| (3) 開設期間の見込み | (4) 救援食料の要否、必要量 |

6 指定避難所等の閉鎖

方面隊は、以下の決定に基づき被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき
- (2) その他、市長が決定したとき

※ただし、被災者のうち住居が全壊、全焼等により居住が困難な者の受入れのため、開設する指定避難所の規模を縮小して存続することも検討する。

第2 指定避難所の運営

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえ作成する「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促進し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの策定、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

1 受入れ対象者

- (1) 避難の勧告若しくは指示による避難者、又は住家が被害を受け日常起居する場所を失った者
- (2) 災害により被害を受けるおそれのある者
- (3) 緊急に避難することが必要である者

2 指定避難所の運営

各指定避難所の運営は、初動期（災害発生当日）においては、方面隊及び施設管理者が中心となり活動する。展開期以降（2日目～）は、地域住民自らが主体的に指定避難所運営に取り組むための組織（以下「指定避難所運営組織」という。）において要配慮者、女性、子育て家庭など様々なニーズに配慮し、次のような業務を行う。

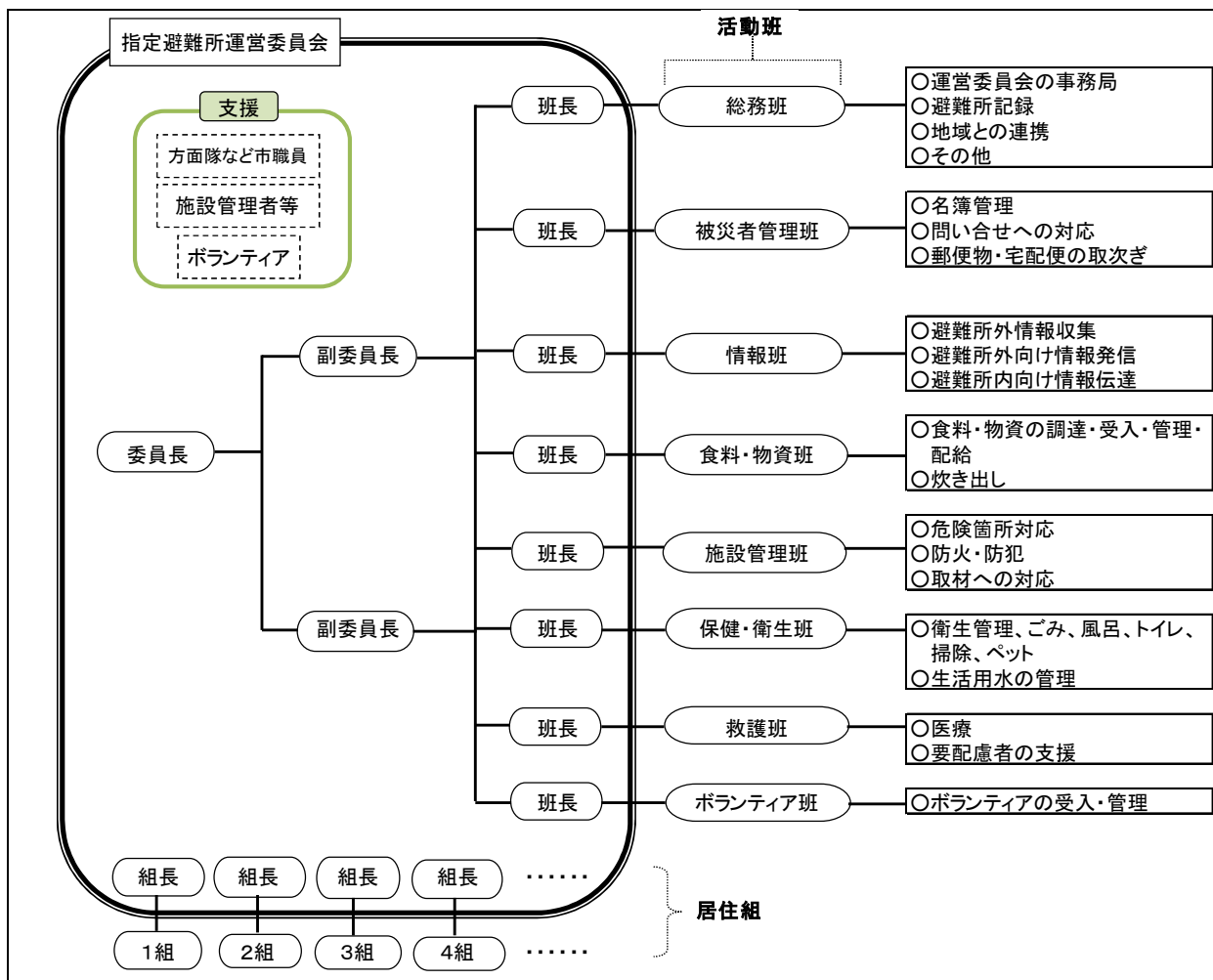
- 生活物資の受取、配布並びに管理
- 衛生管理（トイレ・ゴミ等）
- 情報提供コーナーの設置
- 傷病者、高齢者、障がい者等のためのケアスペースの確保

- 避難者名簿の作成
- 指定避難所運営状況の対策本部への報告
- 指定避難所の秩序安定化を図るための心得揭示
- 苦情の処理、要望の聞き取り
- 女性のプライバシーに配慮するための更衣や授乳スペース、女性専用の物干し場の確保
- 生理用品、女性用下着の女性による配布
- 巡回警備や防犯ブザー、ホイッスルの配付等による安全性の確保（性犯罪等の防止）
- 自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握
- 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- 家庭動物のためのスペース確保等
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

3 指定避難所運営組織

指定避難所運営組織は、住民から選ばれた委員会の長を指定避難所運営責任者とする。方面隊及び施設管理者等は、組織の運営を支援する。組織編制にあたっては、指定避難所運営組織への女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点について、人権的に配慮するものとする。また、要配慮者への配慮も行い、地元の自主防災組織の知見を活用するよう努める。

【指定避難所運営組織】



4 方面隊の役割

- (1) 初動期（災害発生当日）
 - ①施設管理者と協力し、指定避難所の開設を行う。
 - ②開設後の指定避難所運営を施設管理者と協力し実施する。
- (2) 展開期（2日目～）
 - ①指定避難所運営組織を支援し、市災害対策本部との連絡を行う。

5 施設管理者の役割

- (1) 初動期（災害発生当日）
 - ①方面隊と協力し、指定避難所の開設を行う。
 - ②開設後の指定避難所運営を方面隊と協力し実施する。
- (2) 展開期（2日目～）
 - ①指定避難所運営組織を支援し、指定避難所の施設管理を中心的に行う。

6 指定避難所外の避難者への対応

- (1) 自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 指定避難所外の避難者に対して、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供など必要な支援に努める。

7 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公的賃貸住宅等の空き家などの利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第3節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いにも配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント、車等の指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者及び所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は（政府）非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することができるとともに、府は、被災自治体における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災自治体からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災自治体に対する物資を確保し輸送するものとする。

また、災害対策基本法に基づく指定公共機関及び指定地方公共機関である運送事業者は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

第1 給水活動

[資料編 資90頁他]

市は、災害発生後3日間は非常用飲料水として1人1日3Lを目標に供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう次の給水体制の整備に努め、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、関係機関に応援要請を行う。

1 市における給水活動

- (1) 状況に応じて、給水車等による応急給水（運搬給水）と仮設給水栓等による応急給水（仮設給水）等の中から、より効率的な方法で応急給水を行う。
- (2) 被害状況に応じて、医療機関、指定避難所等へ優先的な応急給水を実施する。
- (3) 応急給水効率の向上のため、指定避難所に配備されている簡易貯水槽の活用を行う。
- (4) 広域避難地周辺の受水槽の活用を図る。
- (5) 給水拠点で水質の確認を行う。
- (6) 給水用資機材の調達を行う。
- (7) 大阪広域水道企業団から配備されているボトル水の配布を行う。

2 関係機関への要請

「上水道事業相互応援に関する覚書」及び「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、被害規模に応じ各関係機関に応援を要請する。

第2 食料・生活必需品の供給

[資料編 資 94 頁他]

市は、災害時において、指定避難所等からの要請に基づき食料・生活必需品の必要数量の把握を行い、災害用備蓄物資及び協定を締結している流通業者から調達し供給する。なお、必要数量の把握にあたっては、発災からの時間経過を踏まえ、子ども用、女性用、高齢者用など、きめ細かな情報の把握に努める。

供給は、原則として指定避難所で実施し、その旨を在宅避難者等にも周知を行う。受入れ、配布等は指定避難所運営組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施するとともに、女性特有の物資を配布する際には、女性から女性へ手渡しするようにするほか、配布場所等にも配慮する。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する。

さらに、不足する場合は府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請をした場合は、府に報告する。

なお、応援物資については、地域防災拠点等の集積地までの輸送を依頼する。

第4節 保健衛生活動

市及び府は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要な措置を講じる。

また、市及び府は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第1 防疫活動

[資料編 資 79 頁]

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等に基づき、関係機関と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。
- 2 一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者発生時は、府と調整のうえ感染症指定医療機関に患者を受診させ、入院の必要な場合は、入院の勧告等を行う。
- 3 次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - (3) 指定避難所の防疫指導
 - (4) 衛生教育及び広報活動
- 4 防疫に必要な薬品及び資器材を調達、確保する。
- 5 府の指示により、臨時予防接種を実施する。(予防接種法第6条)
- 6 自らの防疫活動が十分でないとき認められるときは、府に協力を要請する。
- 7 その他、感染症法により、必要な措置を行う。

第2 食品及び環境衛生監視活動

市及び府は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等の関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱及び施設の衛生監視

4 飲料水の衛生監視、検査

5 その他食品に起因する危害発生の防止

第3 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育などを実施する。その際、女性の視点に立った対応に配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 車中泊避難者については、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を発症しやすくなるため、保健師等による巡回健康相談等を実施し、予防方法の周知に努める。

2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、市の保健師は多くが女性であり、女性の視点に立った対応を配慮する。

また、災害の状況により、特定診療災害医療センター、各専門医療機関等と協議し、対応する。

第4 応援要請

防疫活動、食品及び環境衛生監視活動、健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。また、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制の整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の受入れ保護

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広範囲な対応が求められることから、市は、府、市獣医師会や動物取扱業者等の民間団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れを行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼養

市は、府、市獣医師会等関係団体と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について府、市獣医師会等関係団体と連絡調整を行う。
- (2) 他府县市町との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害の防止

動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第5節 避難行動要支援者への支援

市は、地震発生後直ちに地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員の関係団体等と連携して避難行動要支援者の被災状況の把握等に努め、被災した避難行動要支援者への支援活動を迅速かつ適切に実施するとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 「高槻市災害時要援護者支援マニュアル<Ⅰ>」及び「高槻市災害時要援護者支援マニュアル<Ⅱ>」に基づき、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、自主防災組織や地域包括支援センター等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難誘導等の支援に努める。
- (2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員及び入所者の被災状況並びに今後の被災者の受入れ可能状況等について、市内の社会福祉施設等の協力を得て把握する。

2 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等

避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズについて、迅速な情報把握に努め、関係機関との連携のもと、避難行動要支援者に対して必要な支援を行うとともに、必要な情報の提供を行う。また、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、自主防災組織や地域包括支援センター等の協力を得て、必要な情報が伝達できる体制を確保するよう努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、福祉的な支援が必要な人の生活再建に向けた支援を行う。

1 福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一時入所

介護サービス、介護予防・生活支援サービス及び障がい福祉サービスをニーズに応じて継続的に提供できるよう、関係機関との連携を図る。また、居宅、指定避難所では生活が困難な避難行動要支援者について、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一次入所等を迅速かつ円滑に行うとともに、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、ライフラインの確保や必要な支援を行う。

2 二次避難所（福祉避難所）の開設

[資料編 資 89 頁]

指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者の状況を把握・集約し、社会福祉施設の協力を得て、二次避難所（福祉避難所）の開設及び受入れが円滑に行われるよう支援を行う。

3 広域支援の確保

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の広域的な派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）と連携を図る。

第6節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるとともに、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

第1 住民への呼びかけ

地震発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行い、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、様々な人権に配慮した秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警防活動及び警戒活動の強化

高槻警察署及び市は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との連携協力のもと、犯罪防止対策を重点として警防活動を実施する。

また、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定等、物資対策

1 情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 物価の監視

府や他の市町村と協力して物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対し、勧告・公表等を含む適切な措置を講じる。

3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、必要な物資を確保するとともに、流通経路の回復を促進して、商品の供給を回復させ、それが速やかに市場に流通し、物価が安定するように努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払い戻し等

市は、府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して被災地の金融機関において、被災者の預金の払い戻し等が円滑に行われるよう指導、要請を行う。

- (1) 住民が、貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合、罹災証明書の提示、その他簡易な確認方法により、預金払い戻しの利便を図る。
- (2) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払いしや、これを担保とする貸付にも応じる。
- (3) 損傷紙幣・貨幣の引き換えに応じる。

第7節 ライフラインの確保

市及び防災関係機関は、災害により被害を受けたライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急復旧による供給機能の維持、二次災害を防止するための措置を講じる。

第1 水道

1 水道施設の復旧

- (1) 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。
- (2) 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。

2 広報

被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページへの掲載並びに公用車等による広報を実施する。

第2 下水道

下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。応急復旧については、緊急度の高い箇所より順次行い汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。

1 被害調査

下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠及び処理場施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の調査を実施する。

2 設備・施設応急対策

- (1) 下水道施設
疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧に努める。
施工中の箇所においては、緊急遮断装置、中和装置の点検、外部への漏洩防止等状況に応じて対処し、二次災害の発生が生じないように指揮監督に努める。
- (2) 流域下水道施設
排水不能の事態が起らないよう府と連絡調整し、能力維持に努める。

3 広報活動

施設の被害状況、復旧状況、今後の見通し等について広報を行い、住民の不安解消に努める。

第3 電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）

1 応急措置

感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第8節 交通の機能確保

鉄軌道、道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、交通機能の回復に努める。

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度を考慮して、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

2 西日本旅客鉄道株式会社

地震が発生した場合、被害を最小限に防止し、輸送の安全を確保することを第一義として速やかに復旧を図る。

(1) 地震時の運転規制基準

地震が発生したときの取扱いは次のとおりとする。

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
高槻駅構内の地震計が測定震度4.0以上4.5未満（震度4以上5弱未満）を示したとき。 （標準） 規制区間内（長岡京～千里丘）を初列車は25 km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行う。 加えて、規制区間内の要注意箇所（茨木～千里丘間／543k665m～543k778m）については初列車による異常の有無に加え、徒歩によるスポット巡回により異常がないことを確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。	高槻駅構内の地震計が測定震度4.5以上（震度5弱以上）を示したとき。 （標準） 規制区間内（長岡京～千里丘）を徒歩による地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45 km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

(2) 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置する。

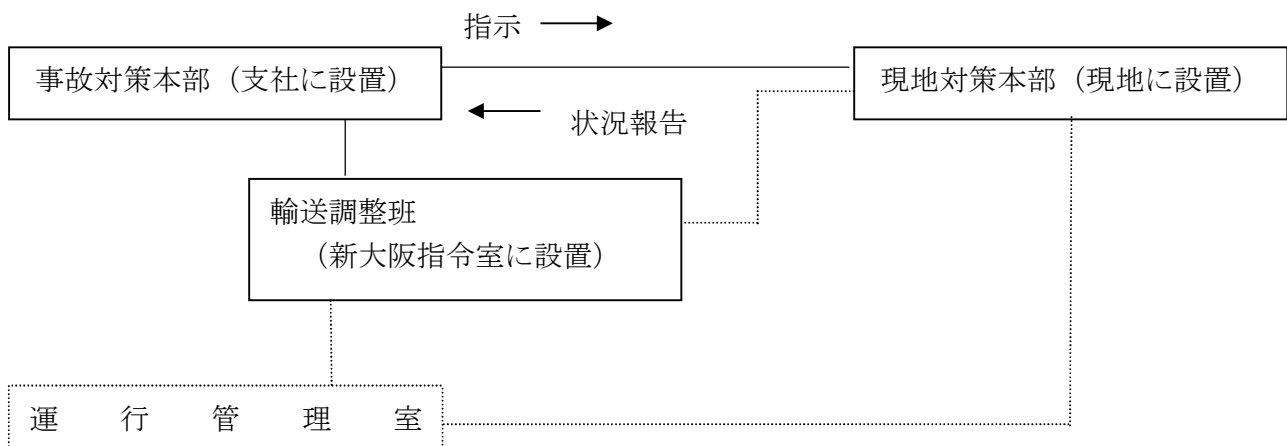
種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な列車事故が発生したとき ・旅客が死亡したとき ・多数の負傷者が生じたとき ・主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員 (A 招集)
		招集可能者の半数 (B 招集)
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・列車事故が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき ・特に必要と認めたとき 	必要最小限の数 (C 招集)

※ 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

(3) 事故対策本部等の構成

① 事故対策本部等の設置箇所

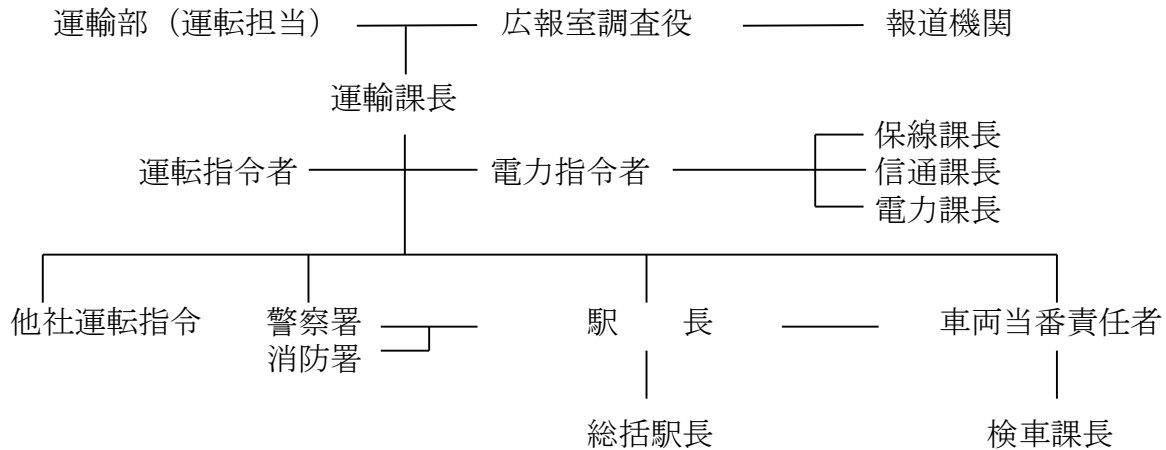


3 阪急電鉄株式会社高槻市駅

地震が発生した場合は、「防災体制要綱」により、次の体制で対処する。

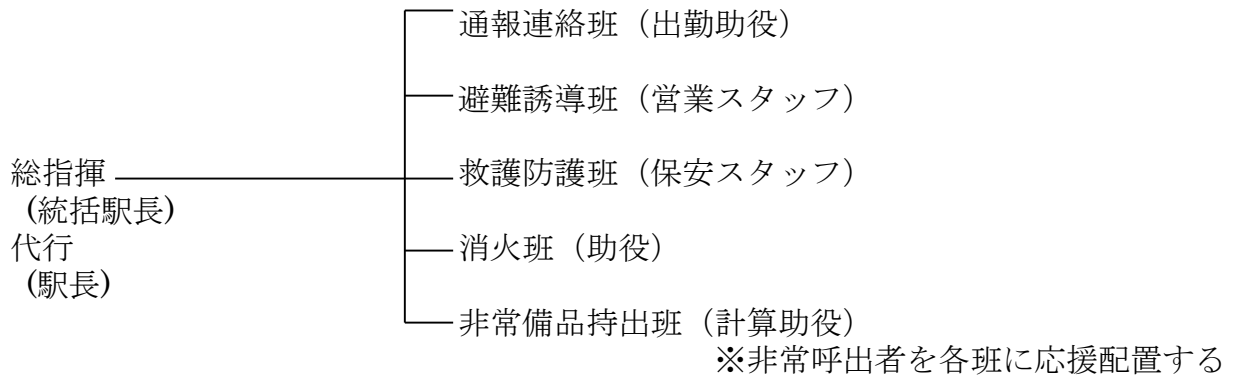
- (1) 地震発生（震度4以上）により、運転指令担当者から列車停止の通報を受けた場合は、一時列車の出発を見合わせるか又は通過すべき列車を停止させる。
- (2) 乗客の安全確保に努め、避難が必要な場合はあらかじめ定めた場所へ誘導し、指令にこの旨報告する。
- (3) 警察署、消防署に出動を要請する。
- (4) 地震警報通報経路は次のとおりとする。

地震警報通報経路



(5) 高槻市駅管区地震対策配置は次のとおりとする。

高槻市駅管区地震対策配置



4 道路施設 (市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
 自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第9節 農林関係応急対策

市は、府及び農業協同組合等と協力し、農林業に関する応急対策を講ずる。

第1 農地等

地割れなどによる農地、施設及び農作物の被害状況を速やかに把握するとともに、農地被害の早期回復に向けた補助の確保に努める。

第2 山林等

山腹崩壊などによる山林等の被害状況を速やかに把握するとともに、府による被害回復に向けた取組を支援する。

第3 農林業用施設

市が管理する農道、林道、用排水路等農林業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、府と連携して復旧作業に努める。また、それ以外の地域等が管理する農道、林道、用排水路等農林業用施設についても、被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、補助事業の活用による早期復旧を促す。

第4 治山対策

山地において発生した崩壊地、荒廃等の被害状況を速やかに把握し、府に報告するとともに、指導及び復旧を要請する。

第10節 住宅の応急確保

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際にはこれまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるよう配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の被害認定を受けた者に対し、被災した住宅の屋根、炊事場及びトイレなど日常生活に必要な不可欠な部分についての応急修理を行う場合、関係団体及び協定締結事業者等と連携し必要な措置を講ずる。

第2 住居障害物の除去

- 1 市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が侵入しているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- 2 市は、障害物の除去について、府の要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行い、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

[資料編 資 95 頁他]

市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅を建設し、供与する。

- 1 市及び府は、建設型仮設住宅の管理を行う。
- 2 市及び府は、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障がい者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

第4 みなし応急仮設住宅

市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第5 公共住宅への一時入居

府の委任による建設型仮設住宅の建設及びみなし応急仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 市及び府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第7 建設用資機材等の調達

府は、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」の締結団体等、関係機関の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

第11節 応急教育等

市及び市教育委員会は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育及び福祉施設の保育実施の措置をとる。

第1 教育施設等の応急復旧

市教育委員会は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧に努める。市子ども未来部は、被害を受けた福祉施設の保育実施のため、施設、設備の応急復旧に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校園長

教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ① 校舎等が指定避難所として利用されている場合の市との協議
- ② 校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市及び市教育委員会

市及び市教育委員会は、園児及び児童生徒の転校手続き等の弾力的運用を図り、必要に応じ、府教育庁に対して、園児及び児童生徒の受入れについて応援を要請する。また、教職員及び児童生徒の被災状況を把握し、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

また、学校園が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるように努める。

- ① 学校の救援復旧センターとして、教職員、園児及び児童生徒の被災状況を把握し、早期に応急教育の体制を確立する。
- ② 園児及び児童生徒の転出入事務を弾力化し、転出入状況の把握に努める。
- ③ 学用品受入センターを設置し、学用品等の救援物資の受入れ・配布を一元的に行う。

(3) 保育所長・認定こども園長

- ① 職員及び児童の被災状況や所在地を確認するとともに、福祉施設の保育実施のための措置を講ずる。
- ② 保育の実施を再開するための施設、ライフラインを確認するとともに、児童への食料等の確保に努める。
- ③ 保育施設の使用が難しい場合、代替施設にて保育所・認定こども園の開設に努める。

2 学校給食の応急措置

市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、援助する。

- (1) 市教育委員会は、市立学校の児童生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、市立幼稚園の受入れ及びその入園料・保育料の減免について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市教育委員会は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童生徒の健康管理

市教育委員会及び学校長は、被災児童生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第4 文化財の応急対策

[資料編 資108頁]

市は、指定文化財の所有者又は管理責任者からの調査報告を受け、その結果を速やかに府教育庁に報告する。

市は、文化財の保護及び被害の拡大を防止するため、速やかに文化財を一時避難させる一方、所有者・管理責任者に対し応急措置等の指導・助言を行う。

第12節 廃棄物の処理

市は、被災地の公衆衛生に支障が生じないうちに、高槻市災害廃棄物処理計画に基づきし尿・ごみ等の廃棄物を適正に処理する。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 被害箇所や仮設トイレ等のし尿収集見込み量を把握し、迅速かつ適切にし尿収集を行う。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 被災者の生活上支障が生じないうちに収集を行う。
- (2) 指定避難所等緊急性の高いところから収集を行う。
- (3) 公衆衛生を確保するため、し尿収集は迅速に行う。
- (4) し尿の処分はエネルギーセンター分室にて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。

3 仮設トイレ

仮設用共同トイレを必要に応じて設置し、衛生状態を確保する。

第2 ごみ処理

1 初期対応

- (1) 被災後直ちにごみの種類、量、場所等の状況を把握し、迅速かつ適切にごみの収集を行う。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に処理する。
- (4) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) ごみの処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。

第3 災害廃棄物処理

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 処理活動

- (1) 交通路を妨げるものや危険性のあるもの等を優先して処理する。
- (2) 仮置き場での分別と周辺環境への影響に十分配慮する。
- (3) 災害廃棄物の処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。
- (4) 可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (6) ボランティア、NPO、地域の自治会等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第13節 遺体対策

市は、遺体の尊厳と公衆衛生に配慮して、関係機関と協議しながら遺体対策について必要な措置をとる。

第1 初期活動

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、衛生対策部においては、葬祭センターの被害状況及び葬祭センターまでの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の処置

1 安置場所

安置場所は、建物被害が比較的少なく、できるだけ堅牢な建物で、広い場所を確保できる公共施設を本部と調整、協議の後選定する。指定避難所の一部を安置所として指定する場合は、なるべく別棟にする。

2 搬送体制

遺体の受入れ及び安置所、火葬場までの搬送手段については、災害対策本部の車両等を使用して行う。

3 遺体の引き渡し

府警察による遺体の検視・検案の後に、身元が判明している遺体は、可能な限り遺族側に引き渡す。なお、身元不明の遺体等遺族側の対応が困難な遺体の納棺については、葬儀専門職員の指導のもと各安置場所へ派遣された職員が行う。その際に必要に応じて、遺体の洗浄、消毒などの処置も行う。また、多数の遺体が発生した場合は、民間の葬儀社に協力を要請する。

4 遺体対策の代行等

遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
- (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

第3 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、行旅死亡人の取り扱いに準じて関係機関が、府警察その他関係機関に連絡、調査を実施する等身元確認の調査に協力する。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は、衛生対策部においても保存、記録して身元確認の照会に応じる。なお、保存した所持品等は混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

第4 火葬の執行

〔資料編 資98頁〕

火葬体制の強化、火葬儀礼の簡素化を行い、火葬炉の稼働率を高める。

稼働能力を大幅に超える火葬件数が生じ、また、火葬設備が被害を受けて稼働が不可能となり、市施設のみでは対応できない場合、本部との調整・協議後、直ちに大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第14節 自発的支援の受入れ

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市及び高槻市社会福祉協議会は、府、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関とそれぞれ連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害発生後、ボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、「高槻市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、高槻市災害ボランティアセンターを設置するとともに、高槻市災害ボランティアセンター運営マニュアル等を活用し、適切に対処する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 ボランティアの受入れ体制等

(1) 受入れ窓口

高槻市災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入れを行う。受付場所については、ボランティア拠点等を考慮して決める。

(2) 受入れ方法

受入れは、高槻市災害ボランティアセンター運営マニュアルの「災害ボランティア受付票」に必要事項を記載する方法により行う。

(3) 相互派遣協定による他市町村のボランティア

ボランティア派遣協定等による他市町村からのボランティアは、高槻市災害ボランティアセンターで受入れ、活動調整を行う。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者は必ずボランティア保険（天災担保型）に加入するものとする。

2 ボランティアの活動調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等並びに、後述の被災情報により、活動内容、活動場所、期間等を定め、高槻市社会福祉協議会職員等が中心となって活動調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、活動先、期間等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった活動調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。なお、市町村間の派遣協定に基づくボランティアの派遣については、別途本部において、事前にボランティアの規模（人数・装備等）の情報を収集した結果により活動

内容、活動先等を決定し、派遣依頼を行う。

3 活動先までの交通

道路網の寸断、公共交通機関の不通、また、けが人病人等被災者の搬送が優先されることから、指定避難所・救護所へは、ボランティア自身が徒歩あるいは他の交通手段を利用することを原則とする。

4 活動先・活動の種類

(1) 活動先

- ① 指定避難所
- ② 防災拠点
- ③ 救護所
- ④ 災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- ⑤ その他被災者支援に係る場所

(2) 活動内容

- ① 避難場所の確保
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- ② 援助物資等の輸送
災害対策本部で配分決定された援助物資等について、指定避難所へ輸送を行う。
- ③ 生活物資・食料等の配布
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調理・配布等を行う。
- ④ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- ⑤ 要配慮者等の被災者への対応
- ⑥ 指定避難所・仮設トイレの整備
- ⑦ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃
- ⑧ 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、救護本部と連絡調整を図りながら活動を行う。

5 ボランティア活動に必要な情報の収集・伝達

(1) 収集内容

- ① 指定避難所ごとの被災者数

{	(ア) 大人数（男女別）・世帯数				
	(イ) 子供数 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">{</td> <td>(a) 乳児</td> </tr> <tr> <td>(b) 幼児</td> </tr> <tr> <td>(c) 小・中・高校・大学生</td> </tr> </table>	{	(a) 乳児	(b) 幼児	(c) 小・中・高校・大学生
	{		(a) 乳児		
			(b) 幼児		
		(c) 小・中・高校・大学生			
	(ウ) 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）				
	(エ) 障がい者数・種別				
(オ) 病人数（特に病状別要加療者数）					
(カ) 外国人数（国別）					
- ② 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・電話・グラウンド等建物周辺）

- ③ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- ④ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

(2) 情報の収集方法

指定避難所の方面隊基地や救護所との間で、防災行政無線や有線電話などにより行われる災害対策本部の情報収集や自主防災組織などからの情報収集のうち、ボランティア活動に必要な情報を収集する。

(3) 情報の伝達

各指定避難所等との情報収集・伝達は、防災行政無線や有線電話を使用し、指定避難所から方面隊基地、方面隊基地から災害対策本部へ、また、その逆のルートにより伝達を行う。

(4) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

6 その他

今後、ボランティアのネットワーク化を進めるなかで、大阪府社会福祉協議会との連携がより一層図れるようにする。

第2 義援金品の受付及び配分

市及び高槻市社会福祉協議会は、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、大阪府共同募金会高槻地区募金会と連携し、市などに寄託された被災者あての義援金品の受付及び配分を行う。

1 義援金

(1) 受付窓口

受付窓口は、民生・要配慮者対策部に置くことを原則とするが、寄託者の便宜を考慮し、個別の受付も行う。

(2) 配 分

義援金の配分方法等については、関係する機関が協議のうえ決定する。

2 義援物資

(1) 受付窓口

受付窓口は、災害対策本部事務局及び食料・救援対策部に置くことを原則とするが、避難所等において個別の受付も行う。

(2) 配 分

義援物資の配分方法等については、関係する機関が協議のうえ決定する。

(3) 輸 送

義援物資については、配分決定にもとづき、ボランティアの協力も得ながら、各指定避難所等へ輸送する。

(4) 保 管

寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合には、あらかじめ定めた防災拠点等に保管する。

3 義援物資提供に関する知識の普及・啓発

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及・啓発に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画にもとづき、必要な措置を講ずる。

1 国との連絡調整

海外からの支援の受入れについては、基本的に国において推進されることになるので、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。

なお、海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要・想定される要請内容を連絡し、また、国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

(1) 受入準備

市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。

- ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- ② 被災地のニーズと受入れ体制

(2) その他

海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のような配慮を行う。

- ① 案内者、通訳等の確保
- ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

〔 第 3 編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 2 部 災害復旧・復興対策

第 1 章

生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者へ配慮する。

第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額、その他の必要事項等を調査し、速やかに府（危機管理室消防保安課）に報告する。

第2 公共施設等の復旧

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因、その他要因を考慮し、復旧事業計画を作成し、査定実施が速やかに行えるとともに、復旧完了予定時期を明らかにするよう努める。

第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

第4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

市又は市長は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府に支援を要請する。

府は、市又は市長から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2節 被災者の生活確保

市は、災害により被害を被った住民に対して、生活の安定を図るため税の減免措置、弔慰金や見舞金の支給、資金の貸付け、雇用機会の確保、住宅の確保等を行う。

第1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

災害救助法が適用された災害又は内閣総理大臣令の規定に準じる災害により被害を被った市民に、高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護貸付金の貸付けを行い、生活の確保を図る。

1 災害弔慰金

災害により、市民が死亡した場合にその遺族に支給する。

2 災害障害見舞金

災害により、負傷、又は疾病が原因で、身体的又は精神的に著しい障がいが残った場合に当該市民に支給する。

3 災害援護資金

災害により負傷、又は家財、住居等に被害を受けた世帯の世帯主へ、その程度に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

第2 災害見舞金等

1 高槻市災害見舞金等

市は、高槻市災害見舞金等支給条例に基づき見舞金等を支給する。見舞金等の支給は、火事、暴風、豪雨、洪水等の災害により被害を受けた市民若しくはその遺族又は事業者及び交通事故、水難事故、犯罪行為等の災害により被害を受けた市民の遺族に対して行う。

ただし、災害救助法による適用を受ける者については、見舞金等を支給しない。

第3 府生活福祉資金（高槻市社会福祉協議会）

府内に住所を有する低所得世帯に対して、災害による困窮から自立更生するための資金の貸付けを行う。

第4 被災者生活支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被害状況を取りまとめ、府への報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を行う。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

(3) 制度の対象となる被災世帯

(2)の自然災害により、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3)①に該当	解体 (3)②に該当	長期避難 (3)③に該当	大規模半壊 (3)④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

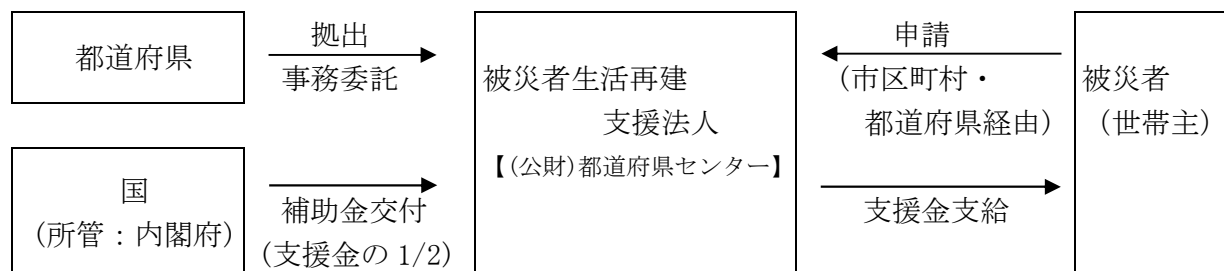
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第5 罹災証明書の交付

市は、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援金による支援金支給など被災者への支援措置が早期に実施されるよう、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、実地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

1 罹災証明書において証明する事項

罹災証明書は、罹災年月日、被害の程度、罹災原因等を記載する。

(1) 住家の場合

次の区分及び基準に従い、現認できるものについて被害の程度を認定する。

被害認定基準等

	全壊	半壊	準半壊		準半壊
			大規模半壊	中規模半壊	
1 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	20%以上 70%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	10%以上 20%未満
2 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	20%以上 50%未満	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	10%以上 20%未満

被害の程度

全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む中規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、半壊には該当しないもの。
一部損壊	準半壊に至らない程度のもの。

(2) 住家以外の建物及び構造物の被害

店舗、工場、倉庫その他建物の被害について、現認できるものについて罹災証明書を交付することができる。

(3) その他

火災に関する罹災証明書は、消防本部が交付する。

2 罹災届出証明書において証明する事項

家財、自動車等の動産被害及び門扉やカーポートなどの構築物については、必要に応じて、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する罹災届出証明書を交付することができる。

また、住家被害並びに住家以外の建物及び構造物の被害であって、被災状況が確認できない場合は、罹災届出証明書を交付することができる。

3 発行手続き

(1) 実地調査

市は、罹災証明書を発行するため、関係団体等の協力を得て被害状況の調査を行う。

(2) 罹災証明書等の発行

罹災証明書及び罹災届出証明書は、市庁舎内に発行窓口を明確にして交付する。

第6 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第7 市府民税等の減免措置等

1 府民税・市民税市税

市は、地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

第1章 生活の安定

第2節 被災者の生活確保

- ① 申告又は納期限の延長
- ② 市税の減免
- ③ 徴収猶予等

2 国民健康保険

災害により家屋に多大の損害を受け、保険料の納付又は一部負担金の支払いが困難となった市民については、国民健康保険料又は一部負担金を減免できる。

3 上・下水道料金

災害により水道管などが破損して漏水が発生した場合には、その被災状況に応じて上・下水道料金の一部を減額することができる。

第8 雇用機会の確保

市は、災害により失業した者、離職、転職を希望する者について、茨木公共職業安定所が行う職業紹介（あっせん）へ迅速に誘導するなど、被災者の雇用の安定を図る。

第9 住宅の確保

市は、府や関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

2 公共住宅の供給促進

市は、府、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用
既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- (3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用
自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

3 住宅の建設及び修繕の融資

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている場合は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第3節 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、市及び府は、あらかじめ高槻商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 市の措置

- 1 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や府の講じる措置に協力するとともに、高槻商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
- 2 被災した中小企業者等に対し、経営安定のための資金を貸し付ける。

第4節 農林関係者の復興支援

市は、府及び関係機関と協力し、被災した農林関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 市の措置

- 1 農林関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- 5 被災した農林業関係者がこれらの融資を受けた場合、利子の補給等の措置を講ずる。

〔 第 3 編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 2 部 災害復旧・復興対策

第 2 章

復興の基本方針

復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、減災効果のある施設復旧を図ることを目的とする。したがって、より安全性と環境保全に配慮した基本方針に基づき、地域復興事業を実施する。

第1 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び関連する施設管理者の意向等を勘案するとともに、国・府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは計画的復興等を検討した上で、基本方針を決定する。

なお、原状復旧を基本とする場合は、再度の災害を防止できるよう可能なかぎり改良復旧を行う。

第2 復興の推進

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、これらの災害復興は、都市構造や産業基盤の抜本的改変を要する複雑かつ高度な大事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ、諸事業との調整を図りながら、速やかに復興を進める。

また、建築基準法第84条の規定に基づき市は、被災市街地において区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができる。

第3 復興対策本部・被災者支援対策会議の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。また、災害の状況により被害を受けた市民に対する支援を迅速かつ適切に実施するため、被災者支援対策会議を設置する。

第4 復興計画の策定

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条の規定に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整するほか、住民側に防災都市づくり等、新しいまちづくり構想や計画決定までの手続き等の必要な情報を提供するとともに、住民側の提案についても十分な協議を行い、理解を求めた上で将来あるべきまちづくりの実現に努める。

第5 復興計画で定める事項

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

〔 第 3 編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 3 部 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 章

総 則

総 則

第1 目的

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていない。しかし、同地域で大規模な地震が発生した場合、市域で震度4、局地的に震度5弱程度と予想され、若干の被害が発生するおそれがある。また、人口、都市機能等が高度に集中していることから、警戒宣言が発せられたときにおいて、社会的混乱の発生も懸念されている。

このため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたとき、又はその情報を得たときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震は、南海トラフ地震を誘発するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた場合も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編及び復旧・復興対策編で対処する。

第3 東海地震注意報発令時の措置

1 警戒態勢の準備

- (1) 市は、職員の事前配備など対策（警戒）本部の設置を準備する。
- (2) 市は、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するため広報などの準備を行う。

第4 警戒宣言が発せられたときの措置

1 情報の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

2 警戒態勢の確立

- (1) 市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、震度予想や地域の実情に応じて、必要な職員の動員配備体制をとる。
- (2) 市は、府との情報交換を行い、必要に応じて府に準じた組織体制の対策（警戒）本部を設置する。

〔 第 3 編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 〕
第 4 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。

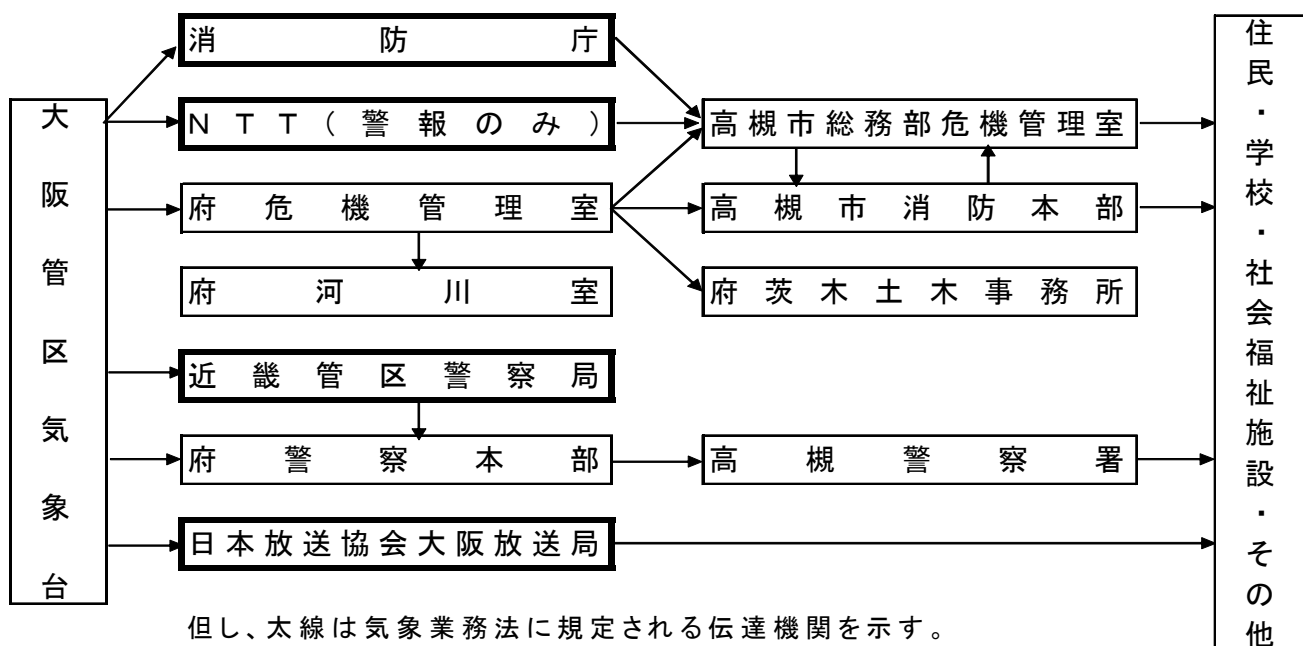
第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第5節「関係機関の業務」に定めるところによる。

[本編 9頁]

第2節 関係者との連絡協力の確保

別図 津波警報・注意報等の伝達系統総括図



第1 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

- (1) 市長は、市域内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。

必要な物資等については、第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第7節「緊急物資確保体制の整備」、第8節「ライフライン確保体制の整備」、第9節「交通確保体制の整備」、第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第2節「災害情報の収集伝達」に定めるところによるもの、その他ごみ処理等に必要な車両とする。

[本編 77・79・84・111頁]

- (2) 市は、管轄区域内の居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、府に対して供給を要請するものとする。

2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援を要請するものとする。

また、必要に応じて第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第4節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところに

より、府に対し、府職員派遣又は他の自治体の職員応援派遣のあっせんを要請する。

[本編 119 頁]

第2 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のために必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。

2 市長は必要があるときは、府知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。要求の手続きについては、第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第5節「自衛隊（災害）派遣要請」に定めるところによる。

[本編 121 頁]

第3 帰宅困難者への対応

第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第12節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるところによる。

[本編 88 頁]

第3節 南海トラフ地震関連情報発表時の措置

第1 南海トラフ地震関連情報の種類及び発表条件について

南海トラフ地震関連情報は、南海トラフの想定震源域内及びその周辺において、地震発生の可能性が高まった場合に気象庁より発表されるもので、その情報の種類と発表条件は以下のとおり。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

以下のいずれかにより臨時で「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合に発表

- (1) 想定震源域内のプレート境界でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合
- (2) 1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合
- (3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合

4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

3による調査を実施し、1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第4節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の措置

第1 配備体制

1 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

2 動員体制

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第1節「組織動員」第1「市の組織及び動員体制」に定めるところによる。

[本編 107 頁]

3 処理事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置

第1 配備体制

1 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

2 動員体制

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第1節「組織動員」第1「市の組織及び動員体制」に定めるところによる。

[本編 107頁]

3 処理事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 市管理施設の管理、点検、整備、巡視に関すること
- (6) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

第2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3 市の措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等平時からの地震への備えを再確認するものとする。

第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置

第1 配備体制

1 設置基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合で必要と認めるとき

2 動員体制

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第1節「組織動員」第1「市の組織及び動員体制」に定めるところによる。

[本編 107頁]

3 処理事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 市管理施設の管理、点検、整備、巡視に関すること
- (6) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

第2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりにすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3 市の管理施設に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の、市が管理する道路、河川（水路）、庁舎、社会教育施設、福祉施設、学校園等の管理上の措置は次のとおりとする。

1 各施設における措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 各施設における緊急点検、巡視
- (9) 橋梁、トンネル、法面等に関する緊急点検及び道路管理上の措置
- (10) 学校園における児童生徒に対する保護の方法の確認
- (11) 河川（水路）について、樋門の閉鎖手順の確認

第3編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置

(12) 指定避難所、応急救護所となる施設における開設に必要な資機材の搬入、配備

2 庁舎及び災害応急対策上の重要施設における措置

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第4 市民への広報

市は、市民等に対し、平時からの地震への備えの再確認や、できるだけ安全な防災行動をとる旨の呼びかけ及び社会的混乱防止のための広報を行う。

1 平時からの地震への備えの再確認の例

- (1) 避難場所、避難経路の確認
- (2) 家族との安否確認手段の確認
- (3) 家具の固定の確認
- (4) 非常持出品の確認

2 できるだけ安全な防災行動の例

- (1) 高いところに物を置かない
- (2) 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- (3) すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- (4) 危険なところにできるだけ近づかない

3 社会的混乱防止のための広報の例

- (1) 不要、不急な自動車使用の自粛
- (2) 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
- (3) 不要な買いだめの自粛
- (4) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手

第5 水道

第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第8節「ライフライン確保体制の整備」第1「水道」を準用する。 [本編 79頁]

第6 電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）

第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第8節「ライフライン確保体制の整備」第3「電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）」を準用する。 [本編 80頁]

第7 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）

第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第8節「ライフライン確保体制の整備」第4「ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）」を準用する。 [本編 81頁]

第8 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第8節「ライフライン確保体制の整備」第5「電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）」を準用する。

[本編 82頁]

第9 警備対策

府警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等が行う民間防犯活動に対する指導

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。

具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。

第1 計画対象事業

第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第10節「第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進」第1「計画対象事業」を準用する。

[本編 85頁]

第8節 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第1節「総合的防災体制の整備」第4「防災訓練の実施」を準用する。

[本編 50頁]

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関において行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容
- (9) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

第2 住民への広報

第2編「災害予防対策」第3章「地域防災力の向上」第1節「防災知識普及計画」第1「防災知識の普及・啓発」を準用する。 [本編 93頁]

第3 児童生徒に対する教育

市は、児童生徒に対して次のことに配慮した教育・啓発を実施するものとする。

- (1) 過去の地震災害の実態
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処方法
- (4) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修の参加に努める。

第10節 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

市は、東南海と南海地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害等が次の地震で倒壊する等により発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第3部「東海地震の警戒宣言に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとし、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。

[本編 191頁]